

～介護保険施設又は短期入所サービス等をご利用の方へ～

平成17年
10月から

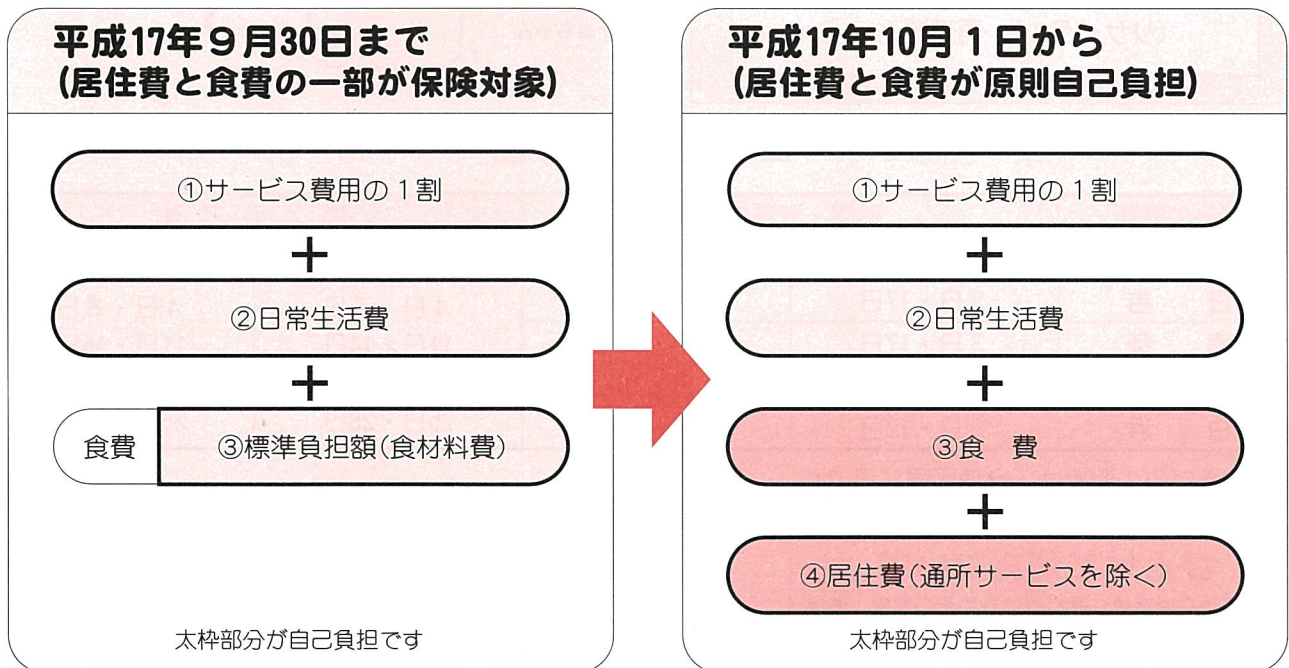
介護保険施設などの
利用料が変わります。

1 居住費・食費が自己負担(保険給付の対象外)になります。

介護保険の保険給付の範囲が見直しされ、平成17年10月からは、介護保険施設、短期入所サービス、通所介護、通所リハビリテーションを利用する際は、次の費用が保険給付の対象から外れ、在宅の場合と同じように、自己負担になります。

給付の範囲が見直しされるサービスの種類	自己負担となる費用
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 短期入所生活介護、短期入所療養介護	居住費(※滞在費) 食費
通所介護、通所リハビリテーション	食費

※居住費は短期入所の場合は「滞在費」といいます。



- 新たに利用者の負担となる居住費及び食費の額は各施設等との契約により決まるため、施設等ごとに異なります。
- 食費は、食材料費と調理費相当が利用者負担になります。
- 居住費は、居住環境(個室、多床室等)の違いにより利用者負担になる費用(室料、光熱水費)の範囲が異なります。